

マイホーム借り上げ制度

利用条件を満たしたマイホームを、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（ＪＴＩ）が借り上げ、子育て世帯などに転貸する制度です。

県内の協賛事業者が、相談・賃料査定・入居者募集・契約までサポートします。

●利用条件

- ・所有者が50歳以上の方
- ・一定の耐震性が確保されていること

●貸主のメリット

- ・3年ごとの定期借家契約なので、マイホームに戻ることも可能
- ・空室時も賃料収入がある（一度、入居があり、その後空き家になった場合）

●借主のメリット

- ・良質な住宅を相場より安い家賃で借りられる
- ・敷金や礼金が不要（仲介手数料は必要）

☎和歌山県建築住宅課

☎073 - 441 - 3184

（一社）移住・住みかえ支援機構

☎03 - 5211 - 0757

<http://www.jt-i.jp/>

住宅セーフティネット制度

この制度は、住宅確保要配慮者（住まい探しに困っている低額所得者、高齢者、障害者、子育て世代など）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的としています。民間賃貸住宅等の空き家・空き室などを登録することで、制度を利用できます。

●登録住宅の種別

- ①入居を拒まない住宅…住宅確保要配慮者以外の受け入れも可能
- ②専用住宅…住宅確保要配慮者のみ受け入れ可能
※②のみ、国の改修費補助が受けられます。（補助率3分の1、1戸当たり上限額50万円。ただし、耐震改修工事等実施の場合は100万円。）

●登録住宅の主な基準

- ・各戸の床面積が原則25㎡以上
- ・現行の耐震基準に適合 など

☎和歌山県建築住宅課

☎073 - 441 - 3184

民泊（住宅宿泊事業法）

近年、国内外からの観光客が宿泊施設に求める要望が多様化しています。「日本らしさを感じられる田舎の住まいに宿泊したい」といった要望は、ホテルや旅館などでは対応しきれないものです。このような要望に対し、一定のルールを定め、健全な「民泊」サービスの普及を図るため、平成30年6月に住宅宿泊法がスタートしました。

住宅の全部または一部を活用して、旅行者などが宿泊できるので、空き家の有効活用という側面でも期待が高まっています。

●主な要件

- ・台所、浴室、トイレ、洗面設備など一定の設備が設けられていること
- ・火災発生時の安全確保を図るために必要な措置が取られていること（非常用照明器具の設置、避難経路の表示など）

●年間宿泊日数／上限180日

●留意点／和歌山県住宅宿泊事業法施行条例および施行規則の遵守が必要です

●民泊ポータルサイトURL

<http://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/index.html>

☎和歌山県食品・生活衛生課

☎073 - 441 - 2629

民泊制度コールセンター

☎0570 - 041 - 389

